

田辺市衛生環境激変利子補給制度のご案内

制度の概要

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた市内旅館業、飲食店営業、喫茶店営業を営む者に対し、経営の回復と発展に資するため、日本政策金融公庫の融資制度のうち、新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付を受けた方について、その支払利子額に対して一定割合の利子補給を行います。

1. 対象者の要件

- ①市内に住所及び事業所を有する者又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に規定する商業登記簿に登録されている本店若しくは支店を市内に有する法人
- ②下記の2に掲げる融資を令和2年2月21日以降に受けている者
- ③市税（国民健康保険税を含む。）を完納している者

2. 対象となる融資制度

実施機関	融資名	資金用途
㈱日本政策金融公庫	新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付	運転資金

3. 利子補給率等

利子補給利率	1.91%以内
補助期間	3年間（借入期間の範囲内）

※国等の利子補給金を受けている場合は、受給した利子補給金を除外した金額となります。

申請手続

当該年度の利子支払終了後（3月末頃）に申請をしていただきます（年度ごとに申請が必要です）。

下記の申請書類を「田辺市商工観光部商工振興課」（又は「各行政局産業建設課商工観光係」）へご提出下さい。利子支払実績等を確認後、申請頂いた方に利子補給補助金を直接お支払いいたします。

《申請書類》

- ①利子補給金交付申請書
 - ②利子補給金請求書
 - ③利子支払済額証明書・支払済額明細書
 - ④支払額明細表（又は償還計画表）
 - ⑤市税完納証明書（国民健康保険税を含む）
 - ⑥商業登記簿
- ※ ①～②の所定用紙は、市役所商工振興課にて用意しています。
※ ③については、所定事項を記入し、金融機関により証明を受ける必要があります。
※ ④については、金融機関にて発行されるものです。
※ ⑤については、市役所税務課にて交付の申請（証明手数料 200 円が必要です）を行い発行してもらってください。
※ ⑥については、申請者が法人の場合に限ります。和歌山法務局田辺支局にて交付の申請を行ってください。
※ 利子補給の対象となる融資かどうかを判断するため、金融機関に確認を行う場合があります。

お申し込み・お問い合わせ

田辺市 商工観光部 商工振興課

〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地（田辺市役所別館3階）

TEL：0739-26-9970 / FAX：0739-22-9898

田辺市衛生環境激変利子補給関係書類送付依頼書

令和 年 月 日

田 辺 市 長 あて

依頼者 事業所住所
事業所名称
代表者氏名
電話番号 () -
依頼者住所

〔 法人にあつては、事業所住所欄には、主たる事務所の所在地を記載してください。 〕

田辺市衛生環境激変利子補給金の交付申請を行いたいため、関係書類を送付されたく依頼します。

事業内容 (具体的に記入)	
融資制度名	
融資実行日	年 月 日
融資金額	金 円
返済期間 (利子支払期間)	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
据置期間	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 【 か月間 】 (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)
利率	年利 % 【 特利：当初 か月間 / 年 % 】

※ 据置期間については、据置適用有無について該当する方にを入れてください。この場合において、据置が適用されている場合は、その適用月数を【 か月間】欄にご記入ください。

※ 特例利率が適用されている場合は、【特利： 】欄に適用月数及び特例利率をご記入ください。

※ 本制度の対象となる融資を複数受けられている場合は、融資ごとに本依頼書を作成してください。

本依頼書と償還計画表（コピーでも可）の2点をご返送ください。

田辺市衛生環境激変利子補給金交付申請に係る関係書類の送付は、2月下旬～3月中旬を予定しています。**（本依頼書の提出をもって、依頼者が本制度の対象要件を満たしていることを保証するものではありません。）**